

佐賀県立特別支援学校就労サポーター企業制度実施要領

佐賀県教育委員会

(趣旨)

第1 障害のある生徒の職業教育・就労支援において特別支援学校と連携する企業等の活動と功績を社会に周知することにより、広く企業等の関心を喚起し、連携・協力の輪を広げ、もって、特別支援学校と企業等との協働推進体制の更なる充実を図ることを目的として、企業等の登録制度について定める。

(登録の対象)

第2 この要領に定める登録システム（佐賀県立特別支援学校就労サポーター企業登録システム）に登録する企業等（以下「サポーター企業」という）は、前項の趣旨に賛同し、佐賀県立特別支援学校（以下「特別支援学校」という）における職業教育・就労支援について、次の項目のいずれかに該当する連携・協力を行う企業及び就労継続支援A型事業所（以下「企業等」という）を対象とする。

- (1) 職場・社会見学、就業体験、企業現場における作業学習の受入れ
- (2) 特別支援学校へのジョブティチャーの派遣及び作業学習等への助言
- (3) 特別支援学校が主催する就労等に関する会議、見学会等への出席・参加
- (4) 特別支援学校が主催する就労等に関する研修会への講師派遣
- (5) 教職員の企業等体験研修の受入れ
- (6) 特別支援学校生徒の雇用
- (7) その他、各特別支援学校の職業教育・就労支援を支援する取組の実施
- (8) (1) から (7) に関して、今後取り組む意欲や構想があり、かつ特別支援学校の推薦を受けていること

(登録までの手続)

第3 サポーター企業の登録は、次の手続により行う。

(1) 申請

ア 特別支援学校は、第2（登録の対象）の（1）から（7）に該当する企業等との合意の上、特別支援教育室に「登録依頼書」（様式1）を提出する。

イ サポーター企業の登録を希望する企業は、県教育委員会事務局教育振興課特別支援教育室（以下「特別支援教育室」という。）に「登録申込書」（様式2）を提出する。

(2) 審査・認証

サポーター企業の認証は、前項アもしくはイの申請を受け、特別支援教育室による提出書類の内容確認、審査を経て行うものとする。

(3) 登録証の発行

サポーター企業として登録された企業等には、登録証を発行するとともに

に、「サポーター企業ロゴマーク」のステッカーを送付する。

(4) 公表

サポーター企業として登録された企業等は、県教育委員会のホームページ等で公表するとともに、各企業等のサポート内容など必要な情報について公開する。

(登録内容の変更、辞退)

第4 サポーター企業の登録内容の変更又は登録辞退は、次の手順により行う。

- (1) サポーター企業は、特別支援教育室に「登録内容変更・辞退届」(様式3)を提出する。
- (2) 特別支援学校は、サポート対象校としてサポートを受けるサポーター企業の登録内容に変更を行う場合、登録企業と合意の上、特別支援教育室に「登録内容変更・取消届」(様式4)を提出する。なお、事情により登録企業との合意が困難な場合はその限りではない。
- (3) 特別支援教育室は、「登録内容変更・辞退届」(様式3)、「登録内容変更・取消届」(様式4)の内容確認、審査を経た上で、登録内容の変更又は削除を行う。

(パートナーシップ・オフィスの認定)

第5 サポーター企業のうち、特別支援学校との協働推進体制の構築や障害のある生徒の就労による社会参加の促進において顕著な功績がある企業等を、パートナーシップ・オフィスとして認定する。

(パートナーシップ・オフィスの対象)

第6 パートナーシップ・オフィスは、サポーター企業のうち、県立特別支援学校が、第2(登録の対象)の(1)から(7)において顕著な功績があると判断し、推薦する企業等を対象とする。

(パートナーシップ・オフィスの審査及び決定)

第7 県教育委員会は、特別支援学校から提出された推薦書(様式5)に基づいて内容を審査し、パートナーシップ・オフィスを決定する。

(パートナーシップ・オフィスの表彰)

第8 パートナーシップ・オフィスとして認定された企業等については、認定証を発行するとともに、県教育長が表彰を行う。

(パートナーシップ・オフィスの取組の周知)

第9 パートナーシップ・オフィスの取組内容及び功績については、県教育委員会のホームページ等において公表するとともに、就労支援に関するリーフレット等により紹介する。

(その他)

第10 この要領に定めるもののほか、実施に必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成27年2月2日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年8月16日から施行する。